

清瀬けやきホール利用者 各位

ver.1.1

高所作業につきまして

平素より清瀬けやきホールをご利用頂きまして誠にありがとうございます。
この度、※法令の一部改正に伴い、当館において高所作業を行う際は法令に従いヘルメット及び墜落制止用器具の着用を遵守して頂くこととなりました。

当館ご利用の催事主催者様におかれましては、安全な作業環境が確保されるよう、現場担当スタッフならびに作業に従事する各専門業者様への周知徹底をお願い致します。
詳細な高所作業のルールに関しては、事前に当館の舞台管理者からの指示を仰ぎ、遵守頂けますようお願い致します。

なお高所作業が必要になる催事においては、清瀬けやきホールでの高所作業におけるチェックリスト（別紙）に基づいて各業者への周知徹底を行い、原則として舞台を取り仕切る “現場責任者” 様に同書へのご本人によるご署名または捺印を頂く形で、運用を行っております。

安全なホール運営にご理解とご協力頂けますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※法令の変更

厚生労働省が2018年6月に、関係する政令、省令等を一部改正したことにより、2019年2月1日以降、労働安全衛生法第36条41に規定される、「高さ2m以上の箇所であって作業床を設ける事が困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に関して、フルハーネス型墜落制止用器具を労働者に使用させることと、当該労働者に対し特別教育を行うことが、事業者には義務付けられました。これに伴い、これまで高所作業で行われていた「ヘルメット着用のみでの作業」や「胴型安全帯着用のみでの作業の一部」が違法となります。

以上

受理日	押印

清瀬けやきホールでの高所作業における事前チェックリスト

ver.1.1

記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

【利用者情報】

利用団体名 : _____
利用日時 : _____ 年 ____ 月 ____ 日 () ~ _____ 年 ____ 月 ____ 日 ()
団体責任者名 : _____
連絡先 : _____

【事前チェック項目】 にチェック を入れて下さい。

- 2m を越える脚立・フルハーネス型墜落制止用器具・ヘルメットはいかなる場合でも当館からの貸出は出来ません
- 高さ 2m 以上及び指定箇所において作業を行う各作業員は、フルハーネス型墜落制止用器具・ヘルメットを着用すること
(胴型ベルトのみでの高所作業は認められません)
- フルハーネス型墜落制止用器具を着用する者は予めフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を修了していること
- 足場組立を行う者は予め足場の組立て等特別教育を修了していること
- 適合する器具・資格がない場合、その(高所・足場等の)作業を行うことはできません
また、それに伴って生じる催事への支障に関して、当館は一切責任を負いかねます
- 詳細な高所作業内容、方法については、事前に当館の舞台管理者と打ち合わせを行い、当館のルールとの適合について確認を行うこと

私は、高所作業の現場責任者として、以上の内容を遵守し、
当該現場において労働災害が発生しないよう、作業現場の責任をもって監督いたします。

社名 : _____ 氏名 : _____ (印)
(直筆での署名、もしくは代理の場合は捺印)

連絡先 : _____